

夏の交通安全県民運動

令和7年7月11日（金）～20日（日）

三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが安全つなぐ三重の道 ~歩行者のハンドサインは赤信号~



1 こどもと高齢者の交通事故防止

2 歩行者優先意識の徹底と
安全な横断方法の実践

3 シートベルトとチャイルドシートの
正しい着用の徹底

4 飲酒運転等の根絶

5 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビヨン」



三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課
TEL. 059-224-2410 FAX. 059-224-3069

夏の交通安全県民運動
実施要綱はこちら→



令和7年 夏の交通安全県民運動

夏本番を迎える、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

本運動を通じて自分の交通行動を見つめ直し、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止を図りましょう。

運動の重点

① こどもと高齢者の交通事故防止

次代を担うかけがえのない子どもの命と、交通事故死者全体の約5割を占める高齢者を、社会全体で交通事故から守りましょう。

② 歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

運転者は、歩行者優先意識を徹底するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行し、安全運転に努めましょう。

歩行者も交通ルールを守って、安全に横断しましょう。

③ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートはご自身やご家族の命を守ります。

交通事故に遭った時の被害を軽減させるため、車に乗った時は全ての座席でシートベルトを着用し、6歳以上であっても、身長150cm未満の子どもはチャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。

④ 飲酒運転等の根絶

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

また、悪質で危険な「あおり運転」(妨害運転)や、「ながら運転」は絶対にやめましょう。

⑤ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は交通ルールを守り、自分の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

ACTION 38 キャンペーン

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の“38”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全を確保するための取組です。



夏の交通安全県民運動期間中の「日を定めて行う行動」

交通安全の日 7月11日（金）	あらゆる交通安全活動を通じ、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、横断歩道における歩行者優先の徹底を推進します。
高齢者交通安全の日 (S・Sデー) 7月15日（火）	一人ひとりが思いやりの行動を心掛け、高齢者を交通事故から守りましょう。また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故から命を守りましょう。

三重県からの おしらせ

全国で国際電話番号による特殊詐欺が急増しています

+1や、+44などから始まる番号の電話には出ない、かけ直さないよう、ご注意ください。

海外との電話が不要な方は、

国際電話不取扱受付センター

へお申込みいただくと、固定電話・ひかり電話の発信・着信を無償で休止できます。

※一定の条件があります。詳しくは申込みの際にご確認ください。

申込み・問い合わせ先

国際電話不取扱受付センター
TEL 0120-210-364 (通話料無料)

詳しくはこちらから⇒

